

会議の名称	議会改革特別委員会 協議会	開催月日・令和6年9月4日 開会時間・午前・午後0時24分 閉会時間・午前・午後0時31分
出席者		安井 智子 山田 紘治 南谷 佳寛 川柳 雅裕 後藤 徹 河崎 周平
欠席者		
オブザーバー		議長 野口 佳宏 副議長 原 一郎
傍聴者		
説明のために出席した者		藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任
協議事項		<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度のスケジュールについて ・その他

【開会＝午前 11 時 16 分】

安井委員長

ただいまから議会改革特別委員会を開会いたします。本日の協議内容は議員の通称名（旧称）の使用に関する規定について、議会手続きに関するデジタル化等の検討についてであります。

まずははじめに、議員の通称名（旧称）の使用に関する規定についてを議題とします。

お手元に羽島市議会議員の通称名等の使用に関する規程（案）を配布してありますが、この規定（案）について、何かご意見等ござりますか。

河崎委員

いろいろ調べさせていただいて、内閣府からも令和6年6月11日付で「婚姻により改姓した人が不便さ、不利益を感じることのないよう引き続き通称使用の拡大とその周知に取り組む」ということも言われておりますので、旧姓を使われることもいいかなと。

あと通称というところも、第2条第1項のところで、あくまで公職選挙法において規定を受けた通称名ということであれば、特に問題ないかなと思います。

南谷佳寛委員

選挙のときには名前をひらがなで使ったりするんだけど、選挙のときにひらがなを使ったら通常のときもそのまま使わないといけないのか、議会だよりとかに載る名前は今まで通り漢字を使ってもいいのか。

安井委員長

私は選挙のときは「安井ともこ」でやって、こういったところでは、「安井智子」でやっております。それがこの改正によって、「安井ともこ」で登録してもいいということになります。

議会総務課長補佐

基本的に本会議場にある名札やモニターに映る名前、委員会における名札、そういうものを変えたいときに届け出を提出することです。

（「できる規定、選択できる」と呼ぶものあり）

安井委員長

そういう場合は第4条の規定により、「通称名等を使用する議員は議長に届け出を提出しなければならない」となっておりまして、書式が2つありますけど、これを議長に提出してくださいということですね。

後藤徹委員	公職選挙法に触れることがなければよいかと思います。
川柳委員	羽島市議会では良識のある人ばかりだと思うんですけど、先の都知事選のように考えられない名称を使う人がもし出てきたときには、この規程にも書いてあるのでいいかと思うんだけど、議長が認める限りということで、議長にしっかりとした判断力を持ってもらえばそれでいいと思うんだけど、例えば商品名を入れた名前にもしする人が出てきたようなときに問題にならなきやいいかなということで、モラルを持った議員活動をしていきたいというふうに思います。
安井委員長	今のご心配が第3条第8項に「議長が判断するもの」とあるので、届け出を出して却下されたら使えないというふうになると思いますので、よろしいですかね。
山田委員	通称名を何のときに使うかというのが理解できないんやけど。選挙のときは確かに「山田こうじ」でやってました。通称名はどういうときに使うのか、私は使わなくてもいいと思うので、「山田紘治」でいいんですが。川柳議員からは選挙のときの名称の話が出てますけども、通称名っていうのは、名字が変わったりした場合のことを基本に規定されているように僕は理解しとるんやけど、僕は何も変える必要はないと思っています。
安井委員長	この規定案で大丈夫ですか。どこか変えなくてはいけないところはないですか。
山田委員	僕ないです。
議会総務課長	一応補足ですけれども、以前、川柳議員からあった「川柳」を「せんりゅう」と読むふりがなの通称も大丈夫です。
安井委員長	この規程案についてこのまま進めさせていただきたいと思うんですが、羽島市議会議員の通称名等の使用に関する規程（案）については、協議結果を踏まえ、この規定（案）を議長へ報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	（異議なし）

安井委員長	<p>次に議会手続きに関するデジタル化等の検討についてですが、全国市議会議長会からお手元に配布しました、標準市議会会議規則、標準市議会委員会条例の改正について(概要)という資料をご覧ください。</p> <p>この資料の通り、この改正では議会のデジタル化に関する改正のほか、常用漢字の変更に伴う字句の整理、社会情勢等に照らして改正が適当であると判断された事項についての委員会条例と会議規則の改正案が示されています。</p> <p>デジタル化を進めるに当たって、まずは条例等の改正を協議し、その後、具体的な議会手続きのデジタル化の協議を行う手順で進めていきたいと思います。</p> <p>この件については、本日はこの資料を配布し、次回、羽島市議会の委員会条例の改正案、会議規則の改正案をお示し、協議したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
安井委員長	そのように進めます。次回までに読んでおいていただけたらありがとうございます。その他で、議長、何かありますか。
安井委員長	(意見なし)
安井委員長	副議長、どうでしょうか。

(意見なし)

それでは次回の議会改革特別委員会についてですが、10月 15 日午前 10 時から開催いたします。以上で本日の議会改革特別委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。

【閉会＝午前 11 時 31 分】